

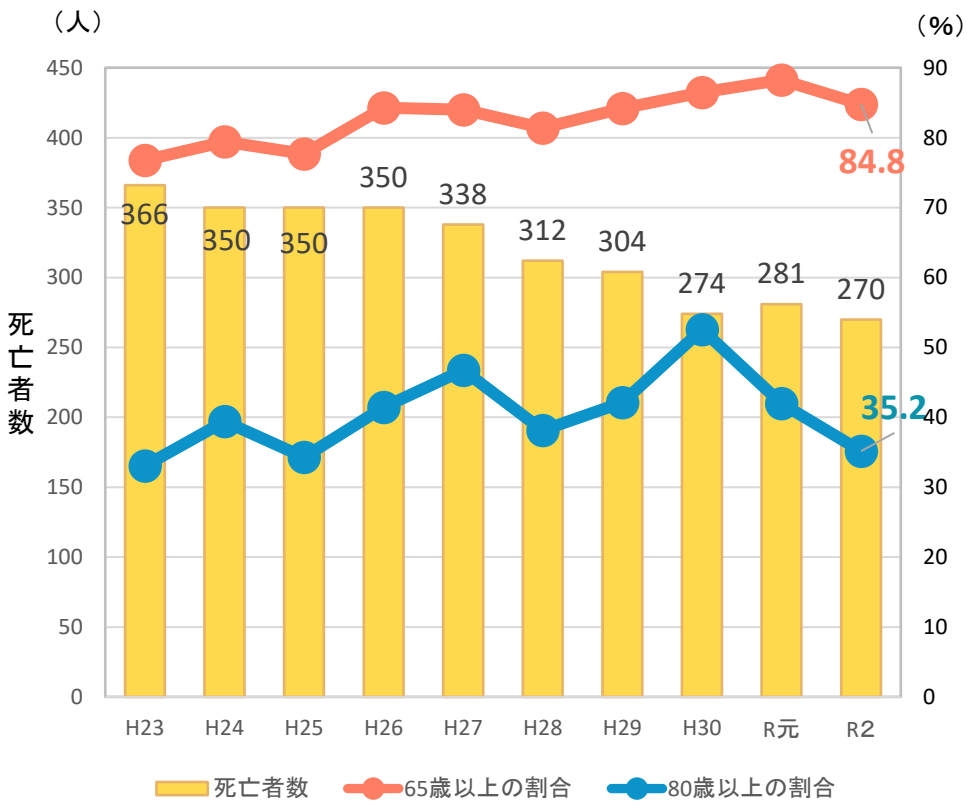
令和 4 年秋の農作業安全確認運動の展開について

令和 4 年 8 月 2 3 日
農 林 水 産 省

1. 令和2年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

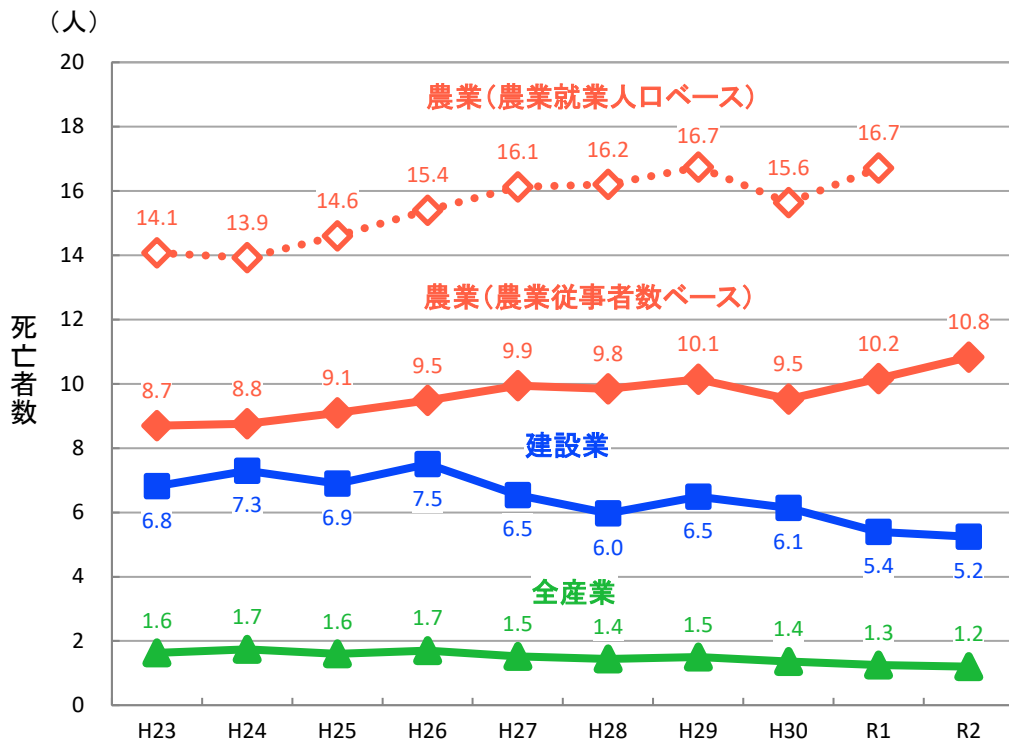
- 令和2年の農作業事故死亡者数は270人であり、前年（令和元年）と比べて11人減少。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が85%を占め、引き続き高い水準で推移。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.8人と過去10年間で最も高い水準となり、他産業との差は拡大傾向。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



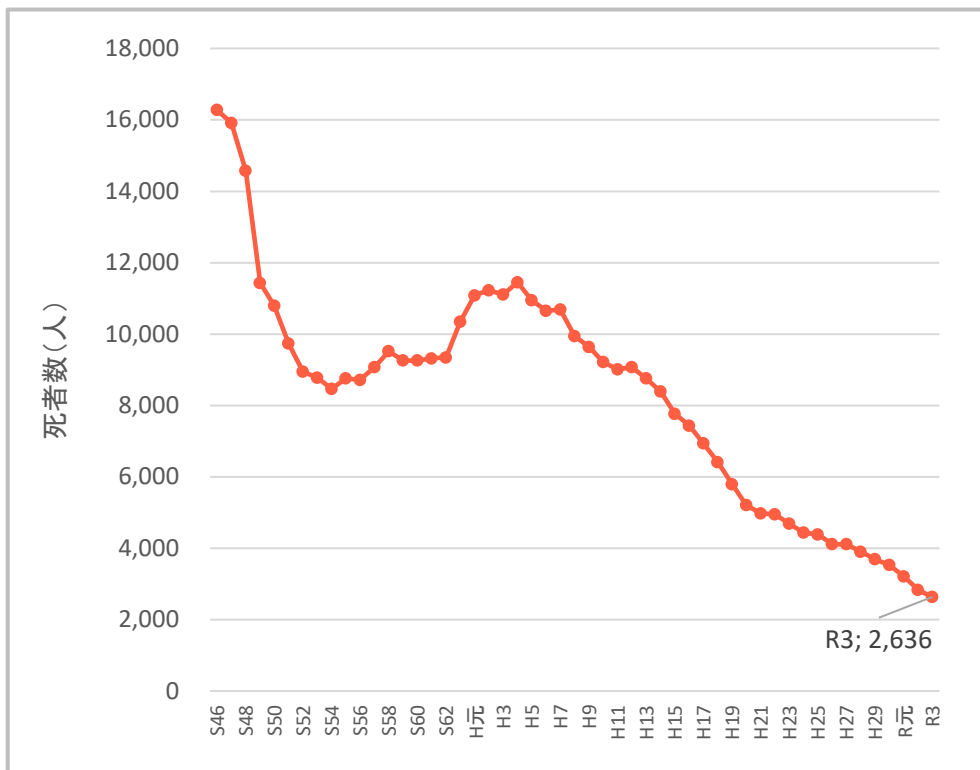
死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

(参考) 交通事故の発生状況について

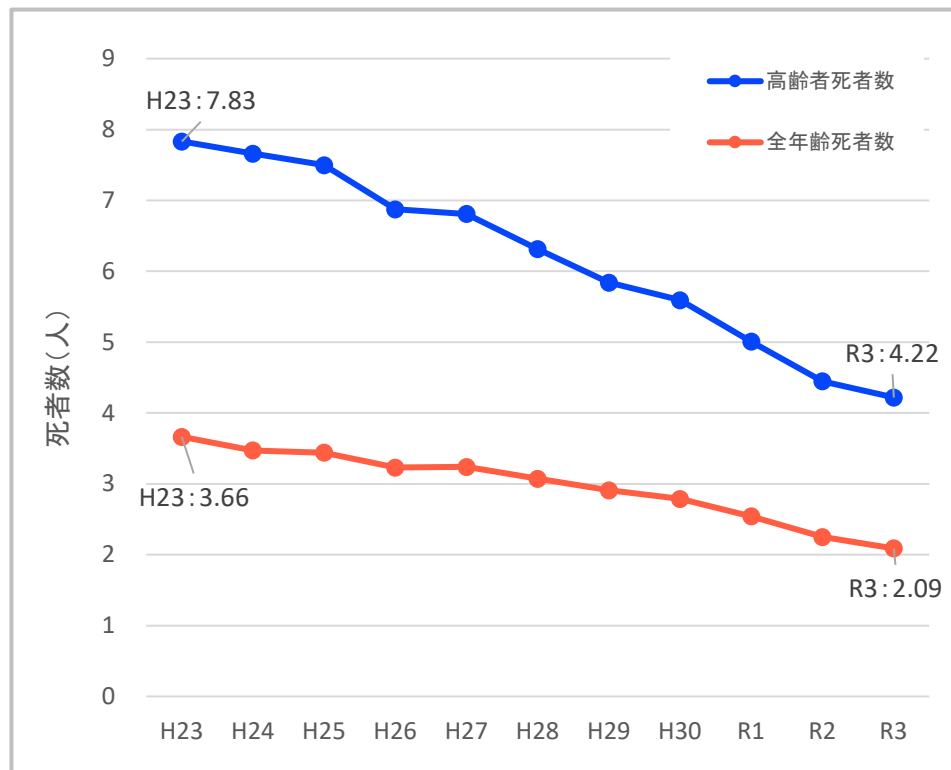
- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（7.83人→4.22人）。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和3年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和3年中の交通事故死者数について」
（令和4年1月4日）より

人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移
（平成22年～令和3年）

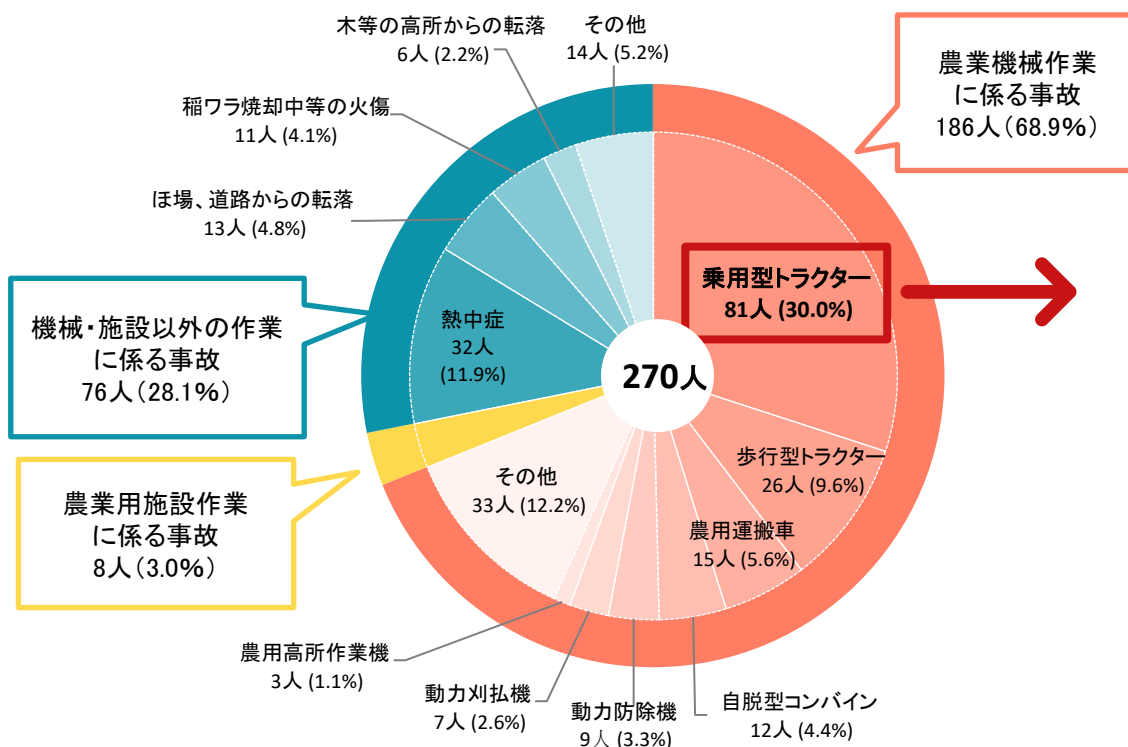


※ 警察庁交通局交通企画課「令和3年中の交通事故死者数について」
（令和4年1月4日）より
算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口統計」（各年10月1日現在人口）による。

1. 令和2年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

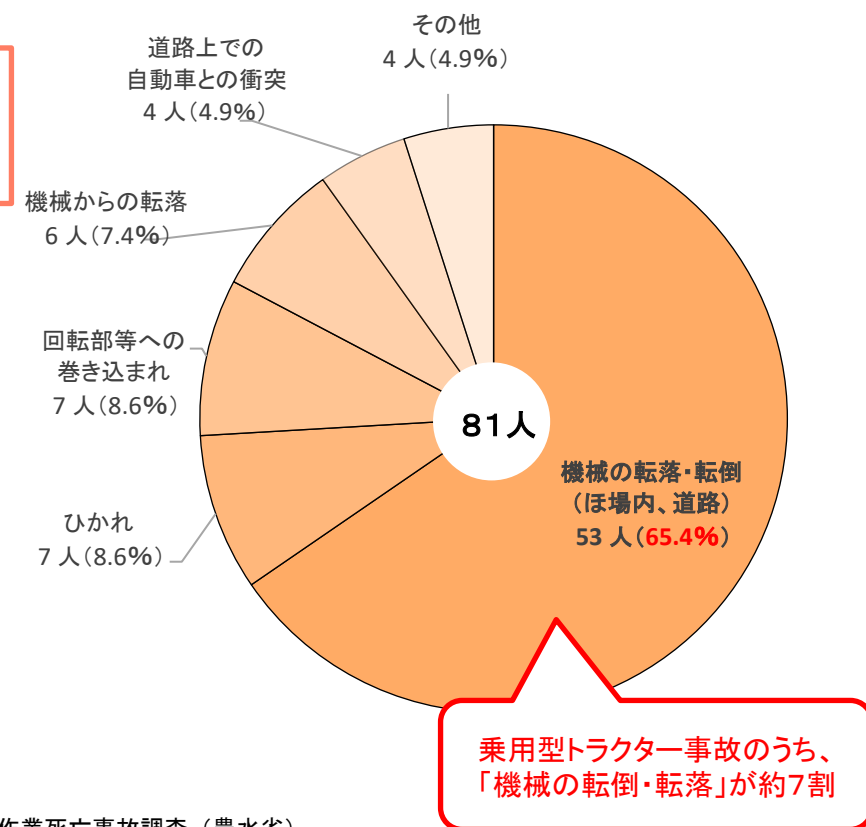
- 令和2年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が186人（68.9%）と最も高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る事故のうち乗用型トラクターに係る事故が81人と最多。その中でも「機械の転落・転倒」による死亡者が53人と最多となっており、乗用型トラクターの転落・転倒事故対策が引き続き重要。

要因別の死亡事故発生状況（令和2年）



農作業死亡事故調査（農水省）

乗用型トラクター事故による死亡の要因（令和2年）

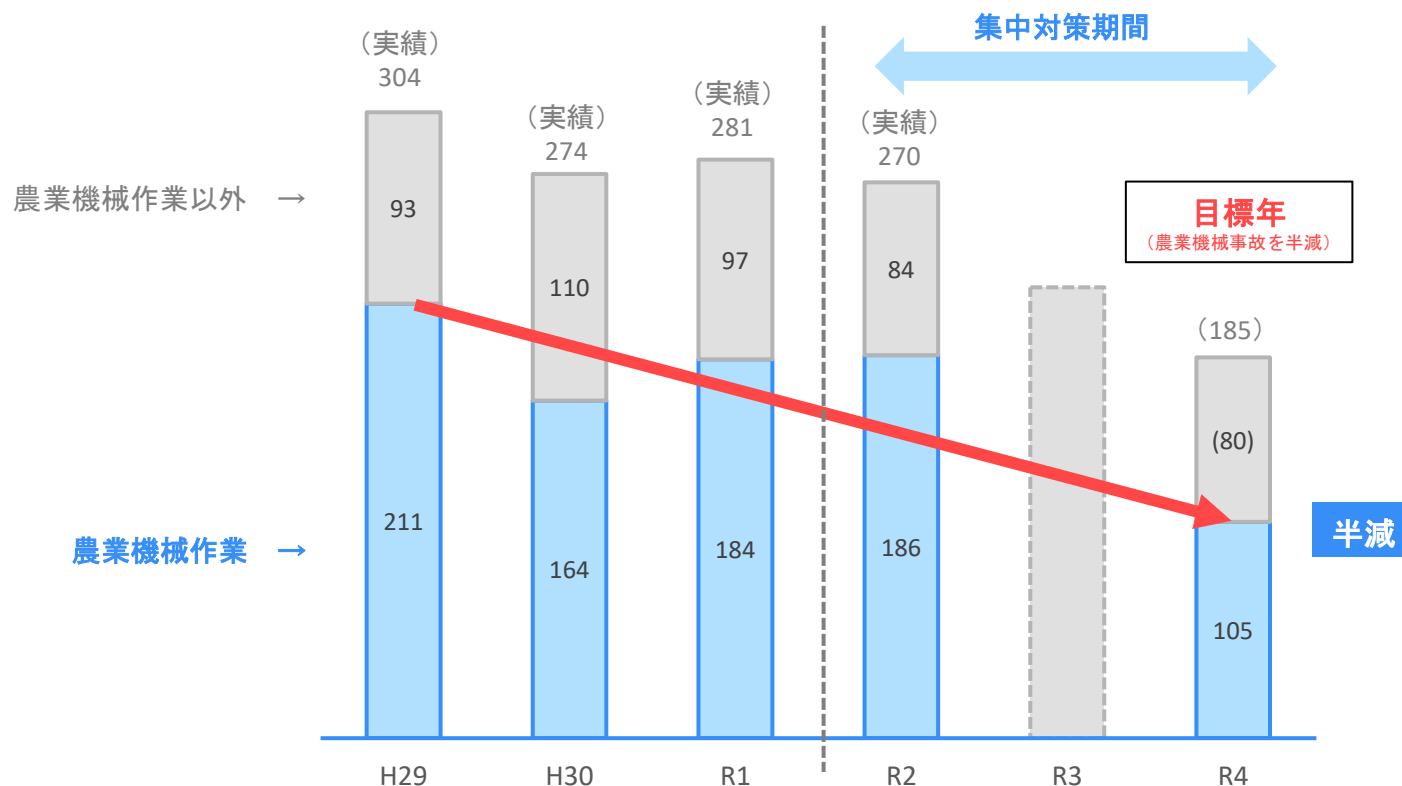


農作業死亡事故調査（農水省）

(参考) 農作業安全確認運動の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 直近のデータである、令和2年の農業機械作業に係る死亡事故数は186人。目標の達成に向け、令和4年においても農業機械作業への対策の強化が必要。

農作業安全確認運動における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。
※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

2. 令和4年度におけるこれまでの取組 (令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針)

＜令和4年春のテーマ＞ **しめよう！シートベルト**

＜運動期間＞ **春**：令和4年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

＜参画団体＞ 地方公共団体、J A、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約800団体

主な取組内容（春の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業者を取り巻く地域の方々が、農業者の集まる講習会、座談会、イベントのみならず日常的な業務活動等においても、農業者に対して、乗用型トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける

② 研修を通じたシートベルト装着効果等の理解増進

農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」の開催を推進するとともに、この中で農業者に対して乗用型トラクター運転時のシートベルト装着の効果等について周知を徹底する。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

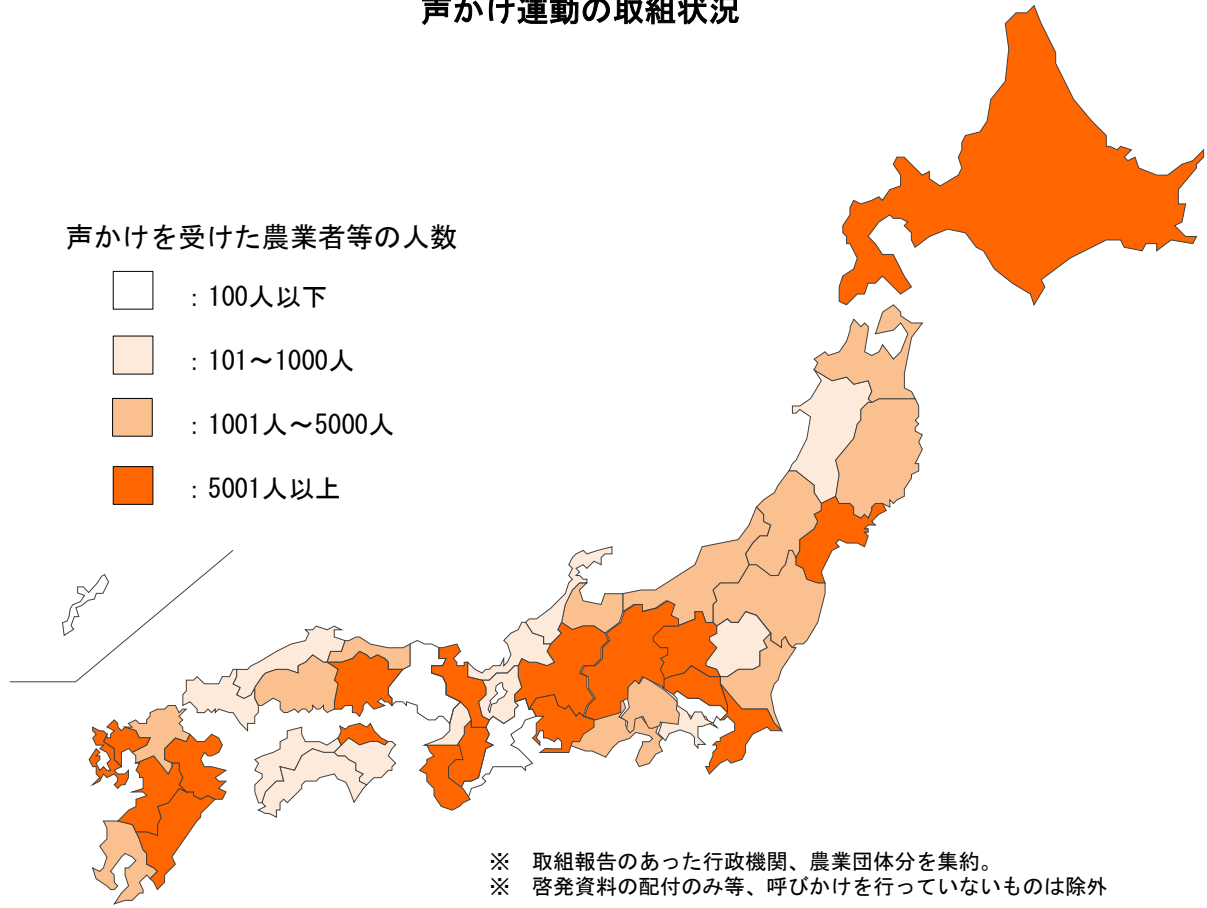
⑤ 労災保険特別加入の促進

2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告①

(農業者への声かけ運動、ステッカーの配布)

- 各参加主体において積極的に取組を展開。全国各地でシートベルト着用についての声かけが行われた。
- 会議・講習会や巡回時等の声かけに加え、一部地域では、有線や防災無線、ラジオ等を活用した声かけを行った地域もあった。
- 一方で、地域により取組の差があることから、特に取組が低調な地域においては、ポスターやステッカーなど啓発資料の配付等の機会も活用し、積極的な声かけの取組を推進する必要。

声かけ運動の取組状況



※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約。
※ 啓発資料の配付のみ等、呼びかけを行っていないものは除外



令和4年ステッカー
(仕事猫とのコラボ)
※約50万枚作成

2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告②

(研修を通じた理解増進：研修ガイドラインの策定)

- 農業者の農作業安全に関する知識及び技能の向上を図る研修を効率的に実施するため、令和4年3月に「令和4年度農作業安全に関する研修ガイドライン」を策定。都道府県へ通知するとともに、HPにて公表。
- 同ガイドラインでは、原則として農作業安全に関する指導者を講師として、全ての農業者を対象に、研修コンテンツである「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即した基礎研修等の実施を働きかけ。

農作業安全に関する研修ガイドライン(令和4年3月22日農林水産省農産局技術普及課長通知より抜粋)

(別紙)

令和4年度農業者向け農作業安全研修ガイドライン

- 1 趣旨・目標

全ての農業者が共通して身につけておく必要がある農作業安全に関する知識等を修得する基礎的な研修（基礎研修）と、基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者が修得する実践的な研修（実践研修）の実施を通じて、農業者の農作業安全に関する知識及び技能の向上を図るものとする。

このうち、基礎研修は今年度内に全国の全ての地域で開催することを目指す。
- 2 実施主体

都道府県段階及び地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成員（行政機関、生産者団体、農業機械の製造・販売業者等）による実施を基本とする。
- 3 開催方法

農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等に農作業安全の要素を付加（＋（プラス）安全）した形式で開催するなど、地域の実情に応じて開催する。
- 4 講師

原則として、（一社）日本農業機械化協会等が実施した研修を受講した「農作業安全に関する指導者」とする。なお、日程等の都合で指導者を確保できない場合は、実施主体が指導者と同等の知識等を有していると認めた者を講師とすることができる。

<参考：指導者が受講した講義内容>

- ・農作業安全推進の目的（身体的影響、経済的影響、地域社会への影響等）
 - ・農作業事故の現状（事故の発生状況、発生要因等）
 - ・労働安全の基本的な考え方（関係法令等）
 - ・農作業事故の要因と対策（事故事例・原因・対策等）
 - ・農業機械の安全な使用方法、安全装備
- 5 研修内容等

(1) 農作業安全に関する基礎的な研修（基礎研修）

① 対象者

全ての農業者を対象とする。

② 研修内容

「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即したものとする。
- また、研修に当たっては、紙媒体又はプロジェクター等の画像を利用するものとし、それぞれ以下の農林水産省ホームページからダウンロードした研修資料を利用することを基本とする。

<令和4年度研修資料>

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/kenshu.html

③ 留意事項

- ・所要時間を工夫する等、農業者が参加しやすいものとする。
 - ・本研修の受講は、令和4年度当初予算の以下の補助金等の受給要件に該当する研修の一つとして位置づけられていることを説明すること。
 - （環境保全型農業直接支払交付金、強い農業づくり総合支援交付金）
 - ・実施主体は、受講者の求めに応じて、別添様式を参考に受講証明書を発行すること。
 - ・必要に応じて、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の映像資料等を活用すること。

<映像資料>

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/kihan.html
- (2) 農作業安全に関する実践的な研修（実践研修）

① 対象者

基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者

② 研修内容

農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習、農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修など、地域における営農体系や事故実態に応じた実践的な内容とする。

③ 留意事項

- ・対話型の研修を行う場合、資料として「対話型農作業安全研修ツール」の利用を検討すること。

<対話型農作業安全研修ツール>

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/taiwa/taiwa.html>

- ・実施主体は、受講者の求めに応じて、別添様式を参考に受講証明書を発行すること。

2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告②

(研修を通じた理解増進：基礎研修資材の作成)

研修コンテンツ「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」

令和4年度
農作業安全に関する基礎的な研修（基本資料）

I 農作業事故は、あなただけではなく、家族や地域にダメージ

○ 被災者の想いを教えてください

トラクターの後ろで作業していたところ、後ずさりしてきたトラクターのロータリーに右足を巻き込まれた

【事故の原因】

- ・小さな段差近くに停車したが、駐車ブレーキをかけずに降車した
- ・降車の際にPTOを切らなかった

【被災者本人のコメント】

「普段通りの作業なので慣れており、危険はないものと思っていた。」



笑顔の農家の様子

富田野求 中心、約2ha経営
JAの部会委員を兼任する等
地域の中心的存在

事故をきっかけとして
ご本人が**離農**

・近所の親戚や妻が富農を引き継ぎ
・医療費（生命保険のみ加入）と
経営損失が大きな負担

※ 被災者ご本人が、自分と同じ目に遭う人を一人でも減らせばと願い、情報を提供してくれました

○ 農作業事故には様々な影響があります

農作業事故発生

○ **身心への影響**

- ・治療や後遺症による**肉体的なダメージ**
- ・自分の過失に対する**心理的・精神的なダメージ**

労働力の減少・喪失

○ **経営への影響**

- ・治療費、収入減少・債務増加、代替労働力の確保、新たな機械の調達等による**金銭的なダメージ**
- ・作業能力の低下、代替労働力が確保できない場合の**事業継続へのダメージ**

最悪の場合、経営破綻 離農

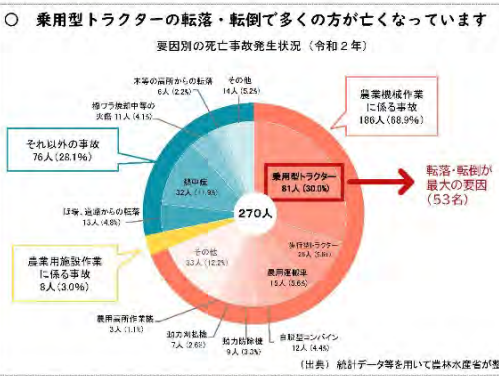
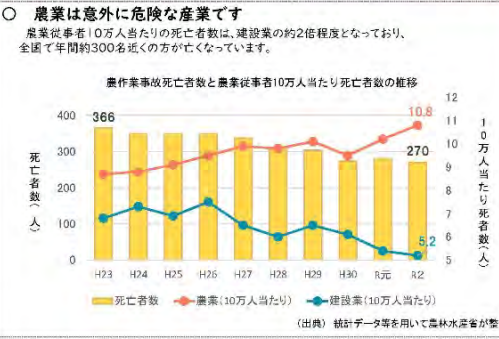
○ **地域農業への影響**

- ・離農した場合、担い手の確保ができれば、耕作放棄地が発生する**地域の未来へのダメージ**

農作業事故の様々な影響

II 農作業事故は、あなたの身近に迫っている！

農作業死亡事故の発生状況



III 乗用型トラクターでは、このような事故が発生しています

乗用型トラクターの転落・転倒事故

【事例1】

路面から田面まで高低差が約1mの黒道を安全フレームを倒した状態で走行中、脱輪し、転倒、水田に転落し、トラクターの下敷きになり死亡



【事例2】

路面から畑まで高低差が約2mの道路を走行中、脱見運転となり、路肩から脱輪、引き上げ中に斜面下へ転落、シートベルトを着用していなかったため、安全キャブ内の柱に頭をぶつけ脳挫傷を負った



被害発生要因

- 安全フレーム、シートベルトの必要性が浸透しておらず、使用が習慣化されていない
- 脱見運転をするなど、不注意な行動をしてしまった
- 路肩にガードレールや注意を促す目印等が設置されていない

事故防止・被害軽減の対策

- 安全キャブ・フレームが付いたトラクターを使用し、安全フレームは必ず立てて使用
- シートベルトやヘルメットを着用
- 路肩や段差ギリギリでの作業や走行は避ける

乗用型トラクターの事故事例及びその発生要因

乗用型トラクター事故の被害軽減に向けた対応

IV 乗用型トラクター事故における被害軽減に向けて



○ 転落・転倒時に、安全キャブ・フレームは**安全域**を確保してくれます。

○ 安全域にとどまるためには、**シートベルトの着用**が必要です。

トラクター等の交通事故による死亡者数(平成27年から令和元年)

シートベルト着用あり	シートベルト着用なし
3人 (着用者の人身事故の3.2%)	148人 (非着用者の人身事故の24.5%)

(出典) 統計データ等を用いて農林水産省が整理

- 死亡事故や重傷事故を防ぐため・・・
- 安全キャブ・フレーム付きのトラクターに乗る
 - 乗るときは**安全フレームを立てて、シートベルト着用を徹底!!**
 - 万が一に備え、**ヘルメットを着用!!**

講義を振り返り、農作業安全に関するそれぞれの取組目標(約束ごと)を定めてみましょう。また、それを実践していただきますようお願いします。



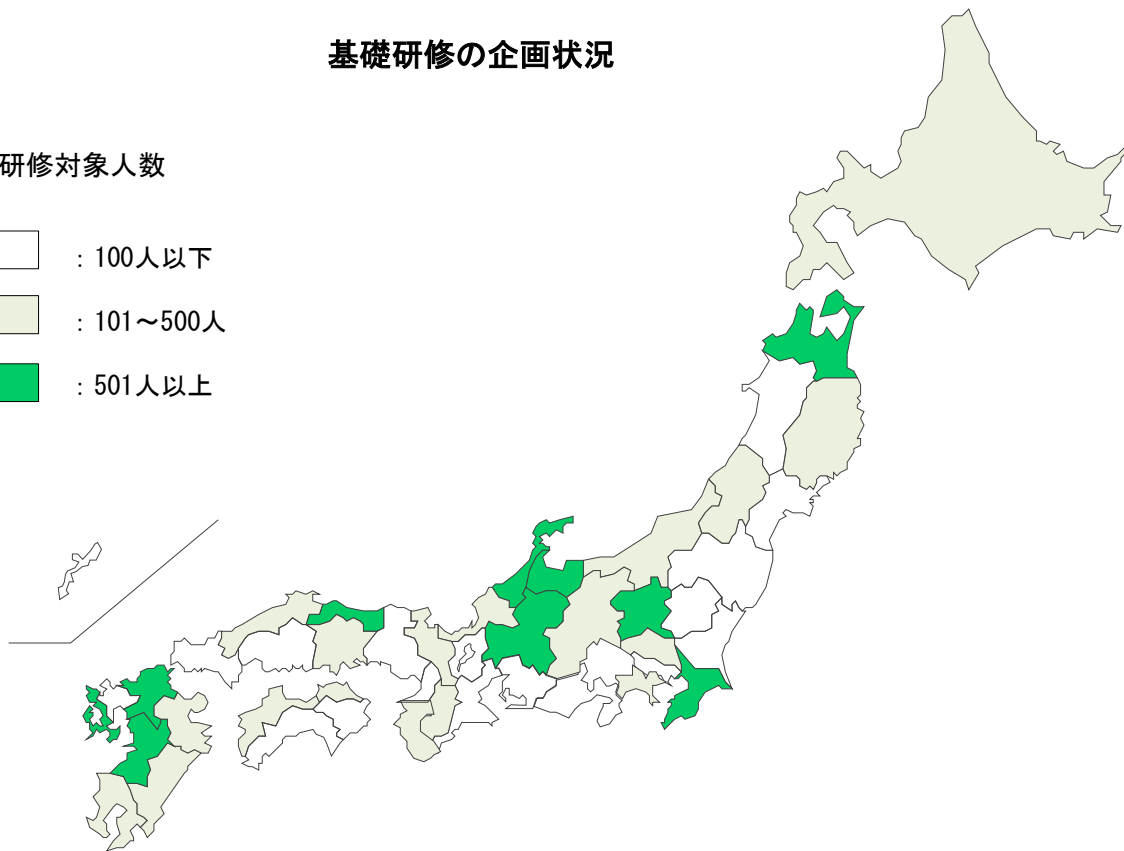
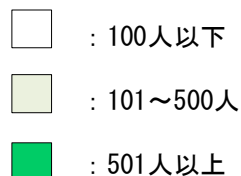
2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告②

(研修を通じた理解増進：基礎研修の取組状況)

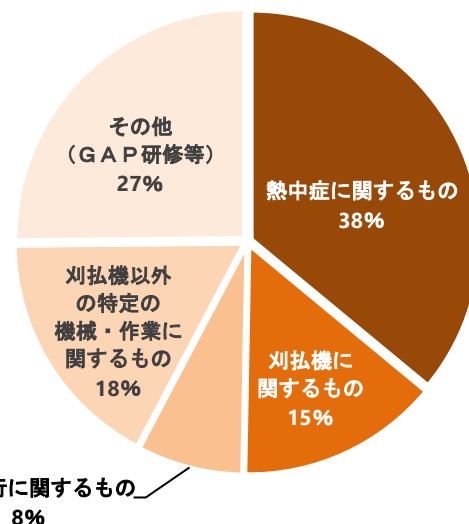
- 春の運動では全ての農業者を対象とした基礎研修の企画を目標に掲げたものの積極的に取り組まれている地域は一部に限られることから、**基礎研修の企画・実施の取組を強化する**必要がある。
- なお、一部地域では今回の基礎研修内容として定めた「乗用型トラクターの事故発生状況とシートベルト装着による効果」以外の研修も企画・実施されている。

基礎研修の企画状況

研修対象人数



「乗用型トラクターの事故発生状況とシートベルト装着による効果」に関する内容以外の研修



※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約し、農林水産省で整理。
※ 乗用型トラクターの事故発生に関する内容（農作業安全全般に関するものも含む）について算出
※ 啓発資料の配付のみや呼びかけの取組については除外

※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約し、農林水産省で整理。
※ 啓発資料の配付のみや呼びかけの取組については除外

2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告②

(研修を通じた理解増進：実践研修の取組状況)

- 春の運動では、基礎研修の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習など、**地域における営農体系や事故実態に応じた内容**の研修を行う「実践研修」についても、必要に応じて企画することとしている。
- 鳥取県のように、数百名規模で行われている地域もあり、先進的な取組を横展開していくことが重要。

実践研修のイメージ

① 農業機械の適切な点検・整備に関する研修



農作業機械の点検に関する現場指導

② 農業機械の適切な使用方法に関する研修



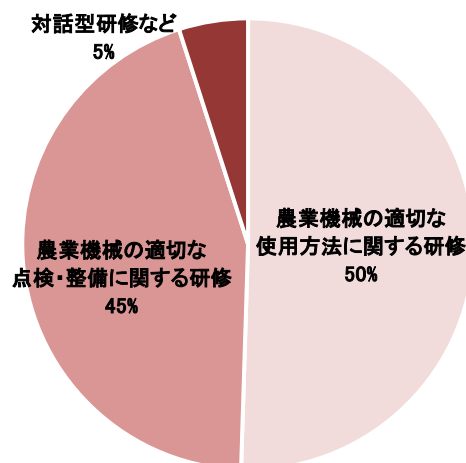
適切な耕耘機の走行演習

③ その他農作業安全に係る発展的な研修



研修受講者の意見を基に専門家が問題点・改善策を助言する対話型研修の様子

実践研修の企画・実施内容の内訳



実践研修の取組状況



※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約し、農林水産省で整理。



2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告②

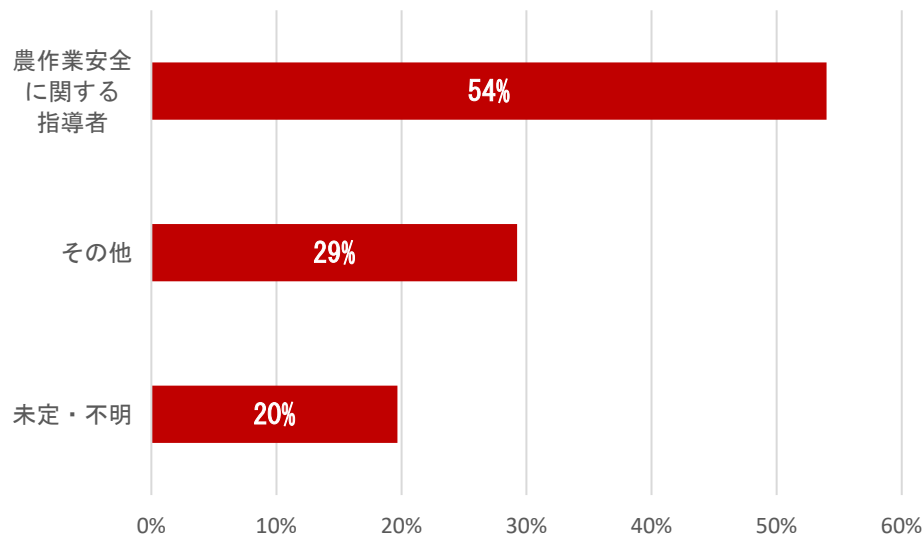
(研修を通じた理解増進：農作業安全に関する指導者の活用状況)

- 令和3年度の農林水産省補助事業により、（一社）日本農業機械化協会等が「農作業安全に関する指導者」向け研修を実施し、全国に約3,700人の「農作業安全に関する指導者」を育成。
- 春の運動において報告された「農作業安全に関する指導者」が講師となった研修は54%に止まっていることから、地域で効果的に研修を実施していくためにも、指導者のさらなる活用を促す必要。

農作業安全に関する指導者の人数
(令和4年3月末時点)

都道府県、市町村	1,345
農業者団体	1,177
農業機械メーカー、販売店	572
農業機械士	136
労働安全衛生コンサルタント	121
指導農業士・農業経営士等	78
その他(GAP指導員等)	256
合計(人)	3,685

地域で企画・実施されている基礎研修及び
実践研修の講師属性の内訳



※ 取組報告のあった行政機関、農業団体分を集約し、農林水産省で整理。
※ 啓発資料の配付のみや呼びかけの取組については除外

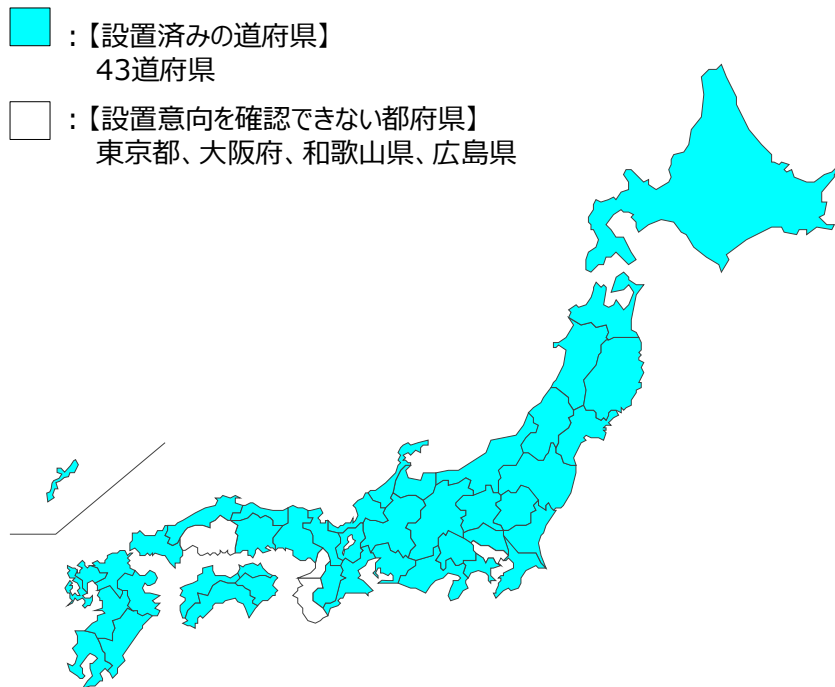
2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告③

(都道府県・地域段階の推進体制の強化)

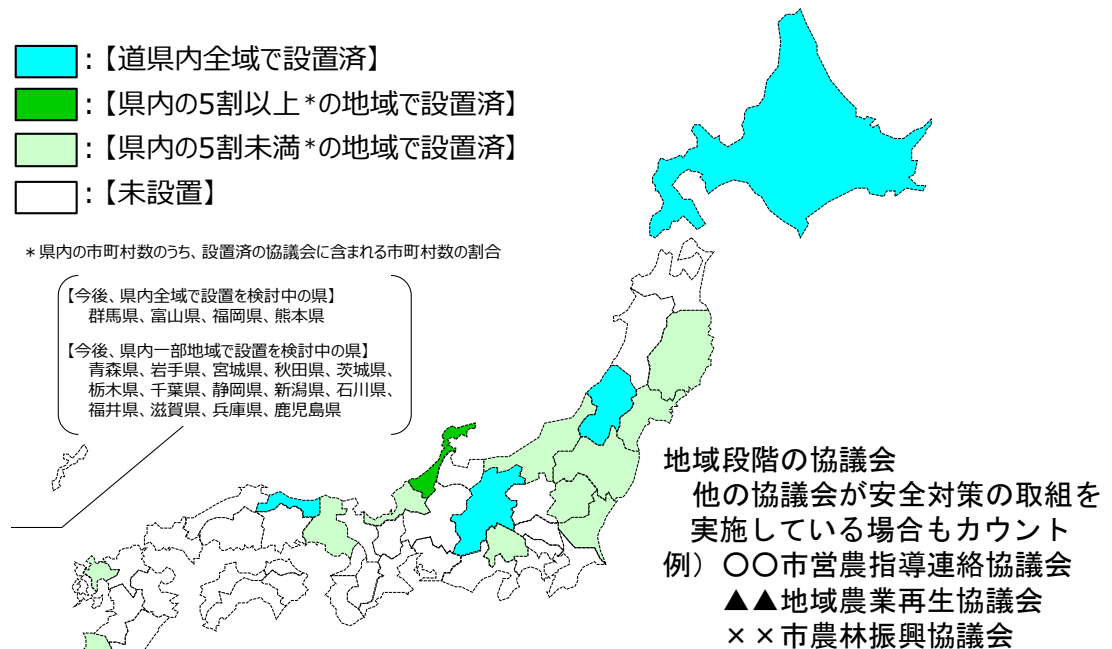
- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 県段階の協議会では全国43道府県で協議会の設置が進んでいる一方で、地域段階では一部の地域での設置止まっていることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

(地域段階の協議会の設置状況等については秋の運動の取組報告とともに調査を実施予定。)

都道府県段階の設置状況
(令和4年4月時点)



地域段階の設置状況
(令和3年3月15日時点)

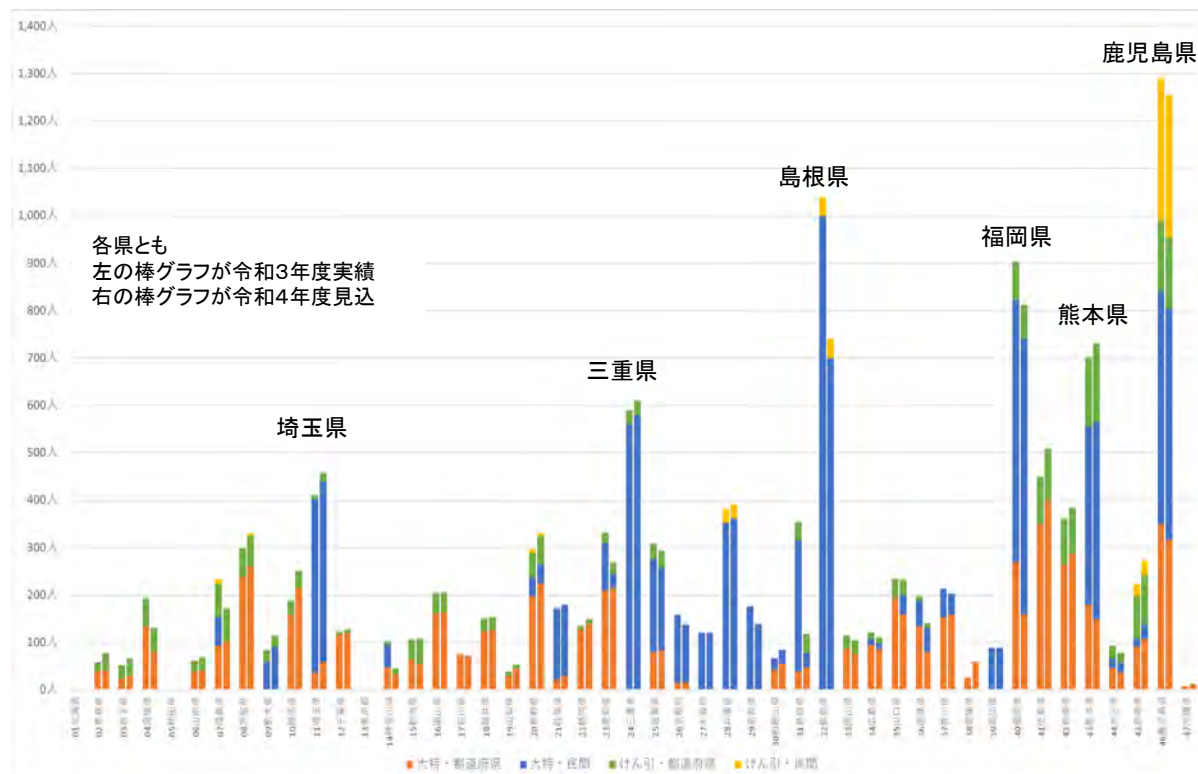


全体の約2割の市町村で設置 (363/1,741市町村)

3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組報告⑥ (公道走行時の法令遵守)

- 令和4年度における農業者向けの大型特殊自動車免許及びけん引免許の取得研修等の実施計画は、前年度実績比4.7%減となっており、研修の実施状況は各県において固定化している傾向が見られる。
- このため、実績が少ない地域等に対して更なる働きかけが必要。（当該調査は令和5年度も実施予定。）
- 農林水産省においても、都道府県やJA等が開催する取得研修の情報等を積極的に紹介することで、大特免許等の更なる取得拡大をはかる予定。

大特免許等の取得研修実施状況調査の結果



※ 上記は、農業者向けの研修の受入れ人数を示している。都道府県によっては、一般の自動車教習所で農業者が免許を取得する取組が広く普及している場合があるため、関係機関の農業者向け研修の実施が少ない場合がある。
また、県農業機械協会が教習所での免許取得予定者へ紹介状を発行し、費用を割引く(秋田県)等の取組も存在。

単位：人、（）内は対前年比

	令和3年度実績	令和4年度見込
大特(都道府県)	4,367	4,347(−0.5%)
大特(民間)	5,345	4,720(−11.7%)
小計	9,712	9,067(−6.6%)
けん引(都道府県)	1,422	1,523(+7.1%)
けん引(民間)	413	411(−0.5%)
小計	1,835	1,934(+5.4%)
合計	11,547	11,001(−4.7%)

【免許取得機会拡大の事例】

【農業者向けチラシ】

農耕車に係る大型特殊自動車免許等の
取得機会拡大に係る取組事例集

- ◆ 作業服を装着した農耕トラクタの公道走行について、道交法については2019年4月、けん引式については2020年2月から道路運送車両法および保安基準の施行期日の経緯が明らかとなり、作業服を着たまま公道で走ることができるとはならず、またけん引式についてもけん引機が、農耕用トラクタと入れれば公道走行が可能となる見込み。
- ◆ トラックをはじめとした農業機械については、公道を実行中「適速」を要するよう規制が数多く発生しており、**交通安全確保においては、事故防止という観点から車体の安全**となるものとする。
- ◆ 都道府県農業関係団体の皆様におかれましては、**正統な農業者団体**に、農産者の大型特殊貨物の荷役権限の拡大に関し、引き続き御指導頂戴いたすべくお願いいたします。

関係団体における取組事例

事例① 三重県農業機械化協会 一年間を通じた研修の実施

- [illegible]

事例② 鳥根県農業協同組合 —JAグループが主体となった例—

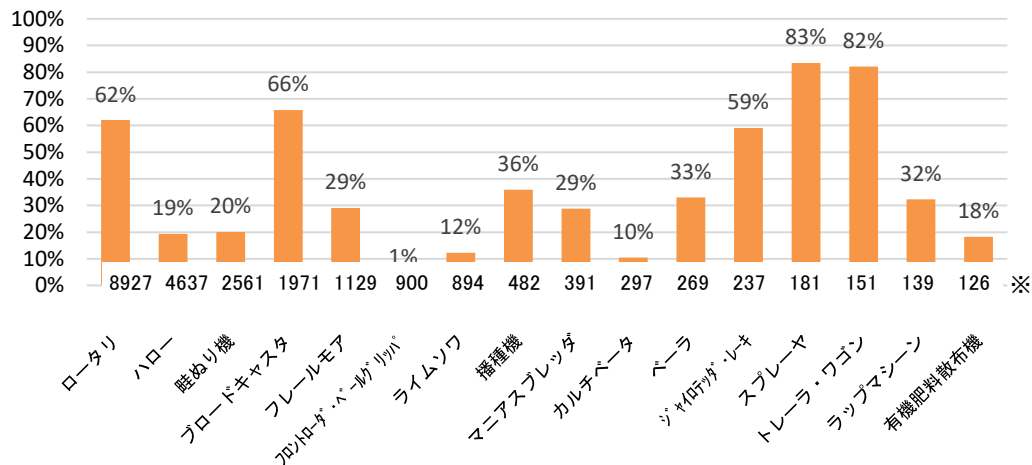
- ◆**参加5年度：1,200名（予定）**
 【大型特設：131名（各町16名）、けん引：5名（各町5名）】
- ◆**地域の特徴**
- ◆県内の**地産地消推進**（特設10地区）、これにより、広域のカーボと研修回数の確保を図る実策を実施。
 - ◆研修の講師は各地区のJA職員が担当。全県本部の**農産物直銷員**がこれら講師の指導・実習を担当。（講師は県内に約20名）
 - ◆免許特設と協議を重ねて**＜60分特設＞**を実施（特設130名）。研修中に試験官が出陣し対応。
- 



3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組報告⑥ (作業機の公道走行対応)

- 公道走行時の保安基準の遵守を図る観点から、令和3年8月20日付技術普及課長通知により、農業機械メーカーにおいて公道走行に必要な保安基準を満たす作業機（公道走行対応モデル）の販売を依頼。
- これを踏まえ、令和4年4月に公道走行に必要な保安基準を満たす作業機（公道走行対応モデル）の販売状況を調査したところ、**作業機毎にばらつきがある**ことが明らかになった。
- 調査後数か月以内に対応予定との回答も多くあったことから、対応状況については引き続きフォローアップ予定。
- 一方で、作業機の構造や特性上、公道走行対応が困難なものがあり、これらについては販売時に公道走行に対応していない旨の注意喚起を徹底する必要がある。

○ 出荷（販売）台数に占める公道走行対応モデルの割合



出典：農林水産省調べ(令和4年4月調査)

注1：日本農業機械工業会及び北海道農業機械工業会の会員である農機メーカーに対し、令和4年1～3月の間に出荷（輸入機にあっては、この期間に輸入し、販売）されたすべての作業機を対象に、作業機種類毎の全出荷（輸入機にあっては販売）台数及び公道走行対応モデルの出荷（輸入機にあっては販売）台数を調査。

注2：販売社2社以下又は出荷（販売）台数100台以下の作業機は省略。

注3：※は調査期間における出荷（販売）台数の合計。

【公道走行対応が困難である例】

フロントに装着するライムソフ

・・・トラクタのヘッドライトを隠すため、公道走行時にはヘッドライトを設置する必要があるが、ヘッドライトの照射光線の方角を固定することが難しく、保安基準を満たすことが困難。



○ 各メーカーの公道走行対応モデルの販売状況

作業機メーカー各社の公道走行対応モデル紹介ページへのリンクをまとめたサイトを、日本農業機械工業会及び北海道農業機械工業会のホームページにて公開。

公道走行に必要な保安基準を満たす作業機(公道走行対応モデル)について	
公道走行対応モデル一覧	
【ア行】	株式会社山アグリテック アグリテック/サチ株式会社 準備中 井屋農機株式会社
【カ行】	株式会社クボタ 小堀工業株式会社
【サ行】	株式会社ササキコーポレーション 三浦農機株式会社
【タ行】	株式会社タイショー 準備中 株式会社タカキタ 株式会社デリカ
【マ行】	松山株式会社 株式会社山製作所 三菱マインドラ農機株式会社
【ヤ行】	株式会社やまびこ サンマアグリ株式会社

日本農業機械工業会HP <http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

— 会員各社の公道走行対応機種については以下のURLからご参照ください。	
会社名	リンク先アドレス
東洋農機(株)	http://www.toyonoki.co.jp/support/pdf/habesta-toole.pdf
(株)アトム農機	http://atomnoki.com/
サンエイ工業(株)	https://sanei-ind.co.jp/
スガノ農機(株)	https://www.sugano-net.co.jp/information/pdf/info_20200326.pdf
日農機製工(株)	https://www.nichinoki.co.jp/dl/pdf/nichinoki/koudousoukou.pdf

北海道農業機械工業会HP <http://hokunoko.jp/publics/index/37/>

2. 令和4年度におけるこれまでの取組報告⑤ (農作業事故情報の収集・分析)

- 都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた毎月の農作業事故情報を収集し、その報告結果と事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への注意喚起をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表するとともに、農作業安全に関する指導者への情報提供を実施。
- また、農業者が事故を「自分事」として認識していただくため、令和4年度補助事業において、農作業事故がその後の農業経営に及ぼす影響の事態を把握し、現場に情報提供を行っていく予定。

MAFFアプリや農林水産省HPでの毎月の公表例

令和4年5月に発生した農作業死傷事故 7月のワンポイント 農林水産省HP等による公表

タイトル
農作業中の熱中症に注意！
(6月に発生した農作業死傷事故と7月のワンポイント)

5月に発生した農作業死傷事故
7月のワンポイント

令和4年農作業安全確認運動
しめよう！シートベルト

＜5月に発生した農作業死傷事故：47件＞
農業機械作業に係る死傷事故：33件
うち 乗用型トラクター 9件 ほか

その他の死傷事故：14件
うち 水田及びほ場畔での転倒、脚立からの転落、各3件 ほか

○5月は19件の死亡事故を含む47件の死傷事故が報告されました。
○報告された事故のうち、機械の整備中に発生した事故が4件含まれていました。作物を取り除くなど機械の調整を行う場合は、面倒でも平らな場所でエンジンを止めて駐車ブレーキをかけましょう。

＜7月のワンポイント＞
○近年、熱中症による死亡事故が過去最多の水準で発生し続けています。

○過去の事例では、単独作業中に熱中症となり、発見が遅れて死亡したケースも散見されます。やむを得ず高温時に単独作業を行う場合は、十分に水分や塩分を摂り、携帯電話で家族等と30分おきに連絡を取り合うなど、命を守るための対策を行いましょう。

○マスク着用については、屋外等で他の作業者と2メートル以上距離があれば、会話することがあっても着用の必要はないとの考え方が厚生労働省から示されています。ファン付きウェアなどの利用を含め、服装や装備も「熱中症対策」を徹底しましょう。

令和4年6月に発生した農作業死傷事故 8月のワンポイント 農林水産省HP等による公表

タイトル
草刈り時安全対策を万全に！
(6月に発生した農作業死傷事故と8月のワンポイント)

6月に発生した農作業死傷事故
8月のワンポイント

令和4年農作業安全確認運動
しめよう！シートベルト

＜6月に発生した農作業死傷事故：40件＞
農業機械作業に係る死傷事故：27件
うち 乗用型トラクター 10件 ほか

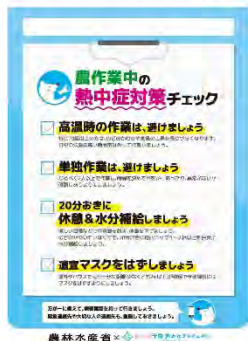
その他の死傷事故：13件
うち 作業者の転落・落下事故 9件 ほか

○6月は16件の死亡事故を含む40件の死傷事故が報告されました。
○報告された死亡事故は、トラクターを含む農業機械の転落・転倒によるものが9件と過半を占めています。
○一方で、トラクターごと道路から1.5m下の農地に転落したものの、シートベルトを装着していたため軽傷に終わった事例も報告されました。シートベルト装着は、命を守る最も基本的な対策です。

＜8月のワンポイント＞
○8月は例年、草刈りによる事故が多く発生しています。典型的な事故は、6月に紹介したキックバックのほか、次のような事例が報告されています。
①後方など死角にいた別の作業者に気づかずにつづける事故
②駆動を止めないまま、からまった草を取ろうとして指などを切る事故
③傾斜での作業中に転倒して自分の体を切ったり、用水路などに転落する事故

○組作業の時は事前にルールを決める、草刈作業をしていない時は機関停止、滑りづらい安全靴やすね当てなど保護具の利用など、あらためて基本的な安全対策を徹底しましょう。

農作業中の熱中症対策チェック



熱中症対策アイテムの活用



刈払機作業の保護具の使用



3. 令和4年秋の農作業安全確認運動の取組方針①

＜令和4年秋のテーマ＞ しめよう！シートベルト

＜運動期間＞ 秋：令和4年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

＜参画団体＞ 地方公共団体、J A、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約900団体

主な取組内容（秋の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業者を取り巻く地域の方々が、農業者に対して、トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける。農林水産省は、各種の事業説明会等の機会を活用して、率先して声かけ運動を行うとともに、シートベルトの重要性等に係る情報を期間中に集中的に提供する。

② 研修を通じたシートベルト装着効果等の理解増進

「農作業安全に関する指導者」を積極的に活用しつつ、農業者に対して、研修コンテンツを活用したシートベルト装着を促す研修の開催を推進するとともに、春の運動期間中に取組の少なかった地域への重点的な働きかけを行う。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

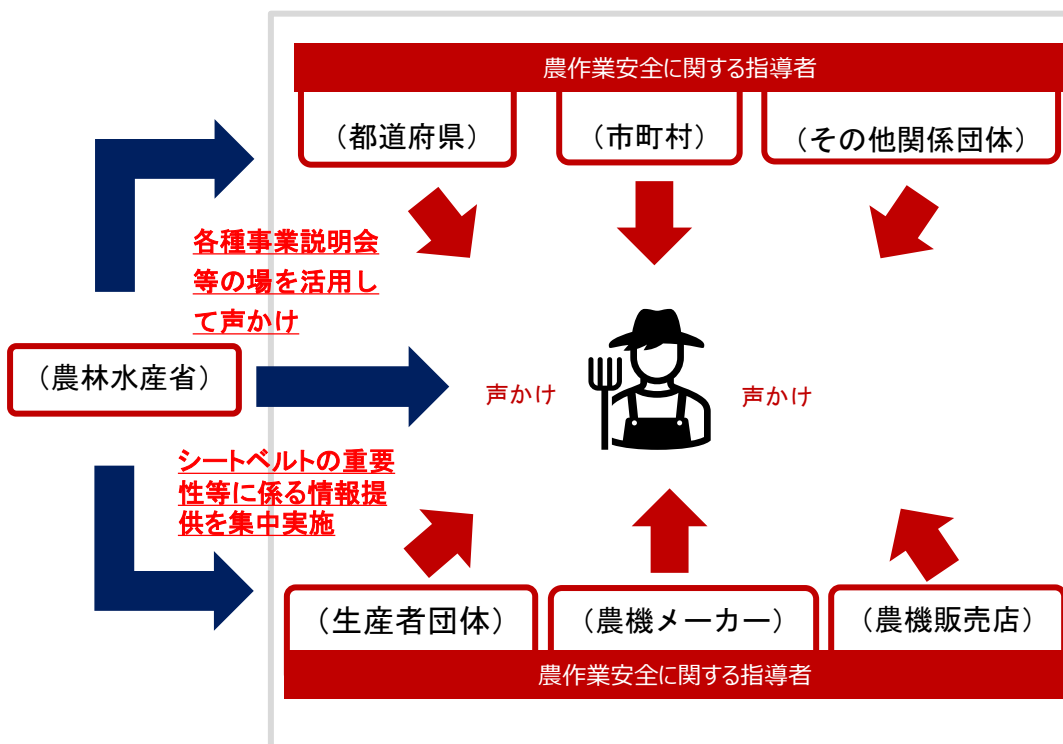
⑤ 労災保険特別加入の促進

3. 令和4年秋の農作業安全確認運動の取組方針②

(農業者への声かけ運動)

- 引き続き、農業者を取り巻く地域の方々が、農業者の集まる講習会、座談会、イベントのみならず日常的な業務活動等を活用して、農業者に対して、乗用型トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける（声かけ運動）。
- 農林水産省は、各種の事業説明会等の場を活用して、自らも声かけ運動を実施するとともに、声かけ運動のさらなる活性化に向けて、「農作業安全に関する指導者」等に対して、シートベルトの重要性等、農作業安全に関する情報提供を集中実施。
- 声かけ運動の取組状況については、春の運動と同様に秋の運動期間終了後に取りまとめの上、春の推進会議において参画機関等と情報共有。

<声かけ運動のイメージ>



<情報提供の集中実施イメージ>

「農作業安全に関する指導者」等に対して、シートベルトの重要性等、農作業安全に関する情報提供を隔週で実施予定。

トラクターにおけるシートベルト未着用時の事故事例

【 ほ場からの転落・転倒 】

事故概要

農道走行中に道を踏み外し、1.2m下のほ場へ転落
転落時、トラクターから投げ出されて下敷きになった

負傷状況

死亡

安全装備の状況

安全フレーム付き、シートベルト未着用



事故現場(1.2mの法面)
※一見してなだらかな傾斜であっても、
転落・転倒による事故につながる危険がある

▶ シートベルトを着用していない場合、事故時に身体が外に投げ出されることで、重大な事故につながります。

【 安全キャブ付きトラクターでの追突 】

事故概要

日没後に道路上をトラクターで運転中、後方から10tトラックに追突される
トラクターは反対車線を越え歩道付近で横転し停止

負傷状況

左肩肩甲骨付近打撲により
全治1ヶ月の怪我

安全装備の状況

安全キャブ付き、シートベルト未着用、低速車マーク未装備



事故の様子(フロントガラス全面破損)

▶ キャブ付きのトラクターでも、キャブ内への衝突等により負傷する可能性があり、安全キャブはシートベルトとセットで効果を発揮します。



公道での交通事故発生時のデータから、シートベルトを着用しない場合の死亡率は24.5%である一方、シートベルトを着用した場合の死亡率は3.2%と、約8分の1に減少することがわかっています。

乗用型トラクターを運転するときはシートベルトを着用しましょう!!

「農作業安全情報センター」「こうして起こった農作業事故～農作業事故の対面調査から～」より作成

3. 令和4年秋の農作業安全確認運動の取組方針③

(研修の企画・実施)

- 秋の農作業安全確認運動期間においても、引き続き研修の企画・実施。取組状況については、春の運動と同様に秋の運動期間終了後に取りまとめの上、春の推進会議において参画機関等と情報共有する。
- 特に基礎研修の企画及び実施が低調な都道府県庁を対象に、ヒアリングを実施予定。課題等を整理した上で、活性化の対策を検討。
- 「農作業安全に関する指導者」については、今年度も「農作業安全に関する指導者向け研修」を実施し、指導者を増員する。また、指導者に対し、活動をより活発に行うことができるようになるために必要な対策等の検討材料として、活動状況に関するアンケートを実施し、その結果をとりまとめて、参画機関等と情報共有する。

<ヒアリングイメージ>

<農作業安全に関する指導者向け研修>

<指導者の活動状況に関するアンケート>

○項目（案）

- ・都道府県の研修実施体制について
- ・関係機関との連携について
- ・研修を実施する上での課題
- ・指導者の活用に対する課題など



アンケートや
対面等で確認

課題等を整理し、活性化対策を検討

スケジュール

秋の運動期間後に参画機関の研修の企画状況を取りまとめ、春の農作業安全確認運動推進会議で共有する。



・開催日時

第1回目：令和4年12月1日

第2回目：令和5年1月26日

第3回目：令和5年2月21日

第4回目：令和5年3月15日

※後日都道府県ご担当者様へ募集案内を送付いたします。

農作業安全に関する指導者向け
研修カリキュラム

令和4年度 農作業安全推進研修
農作業安全に関する指導者向け研修（オンラインコース）Ⅰ
令和4年12月1日（水）

（研修の目的）
本研修は、指導者に対する農作業安全に関する研修の提供（スキルアップ・ライセンス、研修講師、関係機関との連携等）、研修資料の作成・イベント開催、見知り活動、日常業務に付随した基礎研修活動、研修資料の活用・活用等を行う、地域における農作業安全の推進を図る。

月日	研修項目	主な内容
12月1日（水）	9:30～9:45 開講式・オリエンテーション	
9:45～10:10 アイスブレイク	市町村の農業、農業者の役割等の説明	
10:10～10:30 農業安全推進の意義、目的と概要	農業安全が引き起こす被害の現状と課題	
10:30～11:00 労働安全の考え方、農作業における労働安全に関する取組、農作業における労働安全の推進		
11:00～12:00 労働安全の考え方、農作業における労働安全に関する取組、農作業における労働安全の推進		
12月15日（水）	13:15～14:15 農作業安全の推進と指導	農作業安全の推進と指導の意義と役割、指導者の役割、指導者の役割
14:15～15:15 農作業安全の推進と指導		
15:15～16:15 農作業安全の推進と指導		
16:15～17:15 閉講式		

（注）1：オンラインはWebexを使用して開催します。
2：事前に研修資料が配布されます。
3：研修の案内は各自町単位で行う。

○実施方法

- ・（一社）日本農業機械化協会より、指導者へメールでアンケートフォームを送付。

・8月上旬より開始、8月めどまで実施予定。

- ・アンケートで、普段の農作業安全に関する活動状況や活動の際の課題、研修への対応、等、現状の活動状況や課題に感じていることを確認。



課題等を整理し、活性化対策を検討

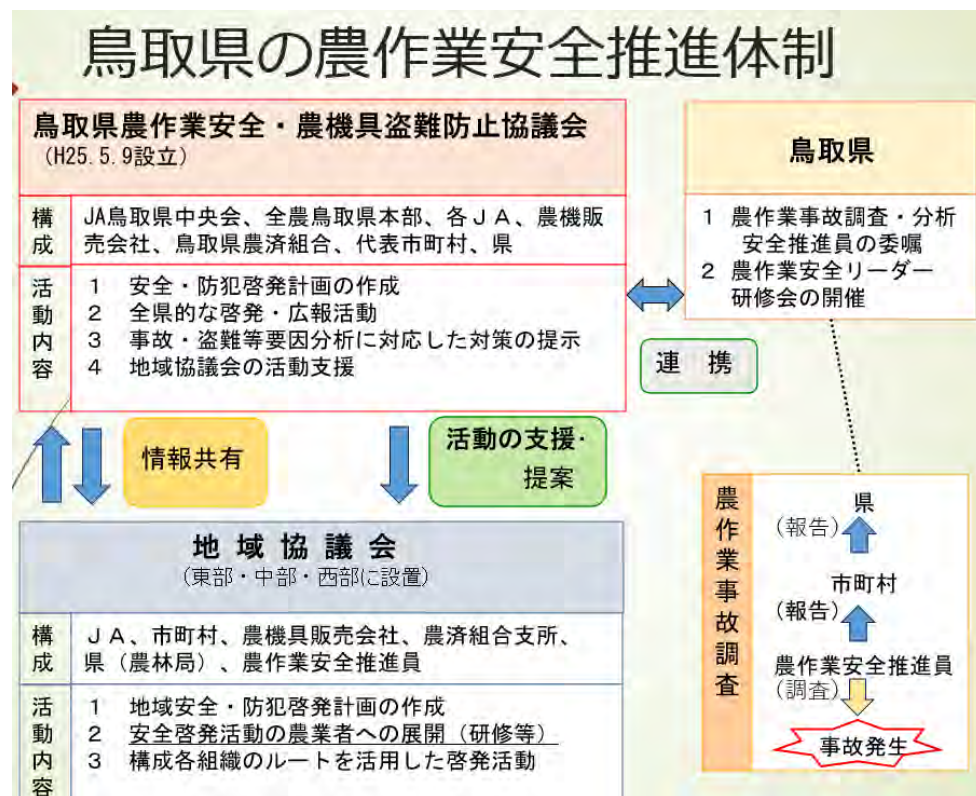
3. 令和4年秋の農作業安全確認運動の取組方針③

(その他：都道府県・地域段階の推進体制の強化)

- 地域協議会の設置状況調査とともに、都道府県及び地域段階の協議会の活動状況や、農作業安全活動における各関係機関の間の連携状況等を併せて調査し、取組事例の作成等通じて取組や設置の活性化を図る。

都道府県単位で地域単位を含めた推進体制の
現状を調査し、活性化に向けた方策の検討

～都道府県庁の推進体制事例(鳥取県)～



地域協議会の取組事例イメージ

<〇〇協議会>

■協議会設置の経緯

■協議会の構成員

〇〇市町村、〇〇農業協同組合……

■構成員の役割分担

〇〇市:

〇〇農業協同組合:

■都道府県段階の協議会との連携

■協議会及びその構成員の活動状況

- ・声かけ
- ・研修の実施
- ・その他活動

など

体制図

活動の様子

3. 令和4年秋の農作業安全確認運動の取組方針④ (その他)

- 令和4年農作業安全ポスターコンテスト農林水産賞受賞作品のポスターなどの啓発資材を用いた周知活動を推進。
- 事故情報については、これまでの事故情報提供に加え新たにJA共済連が有する平成29年から令和2年までの取得した共済金支払データについて、情報提供を希望する都道府県への情報提供を行う予定。

啓発資材を用いた周知活動の推進

シートベルトの着用に特化したポスター配布を行うことで、集中的に周知。

- 重点推進テーマに即したポスター(農作業安全ポスターデザインコンテスト農林水産大臣省受賞作品)を配布。(8月中を予定、総数約2万枚)



令和4年全国農作業安全確認運動
農林水産省
令和4年配布ポスター

「共済金支払データに基づく農作業事故の要因・傾向分析」

- ・JA共済連が平成29年から令和2年までの最新の共済金支払データ2万1,634件を用いて、直近の農作業事故の発生要因や事故傾向について分析を実施。
- ・分析結果に基づくと、事故の発生状況では、乗用トラクタの発生頻度が高く、農用運搬機の重症度が高いことが明らかとなった。

農業機械のリスクマップ

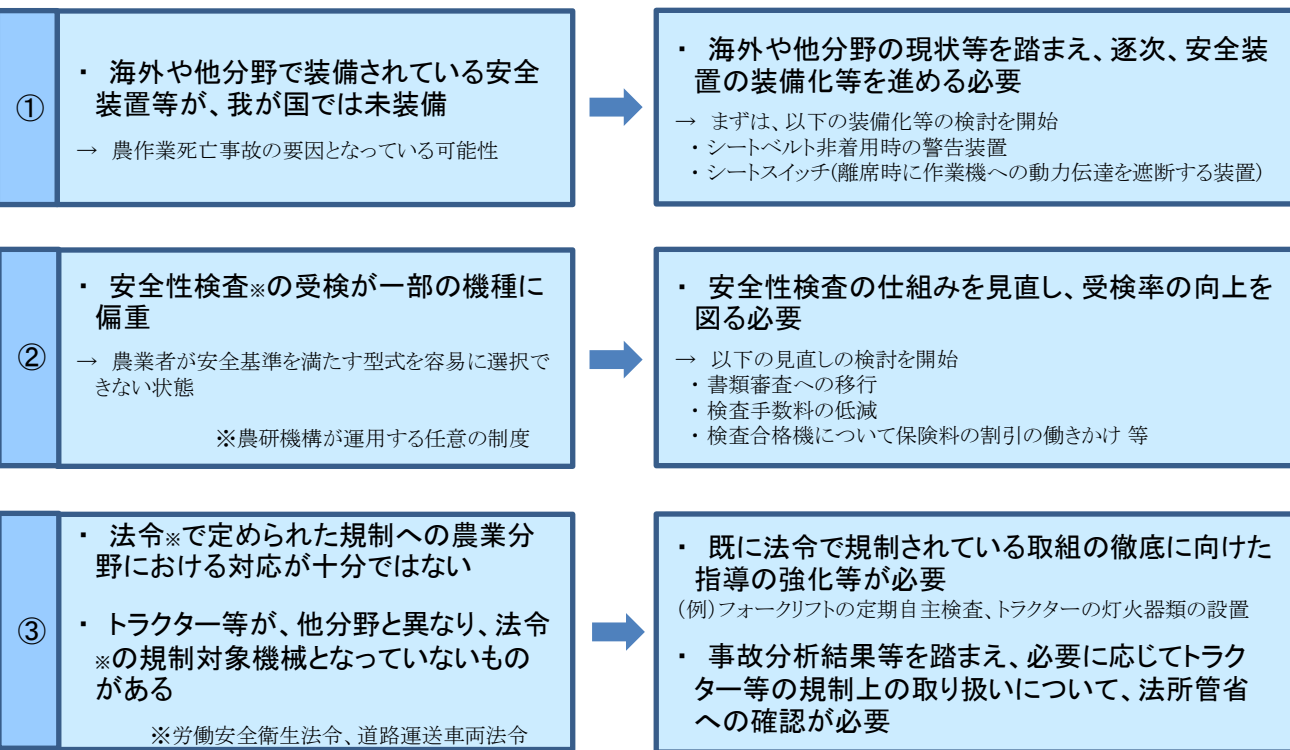


(直近の農作業事故の発生要因や事故傾向について分析～最新の共済金支払データによる分析結果を公表～(令和4年4月26日JA共済連プレスリリース)を参照)

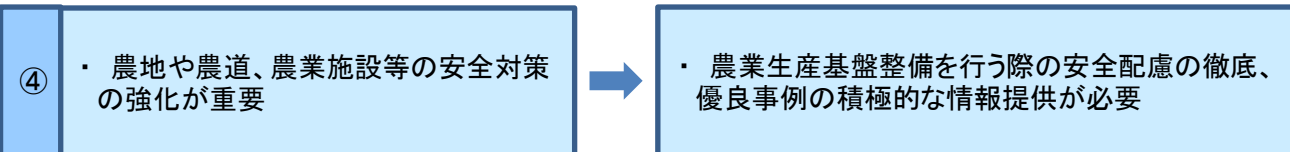
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

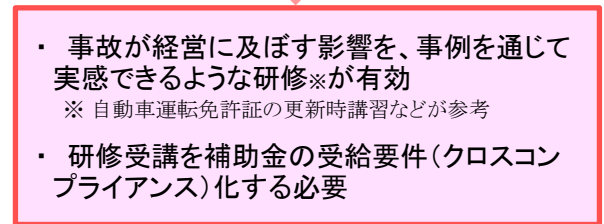
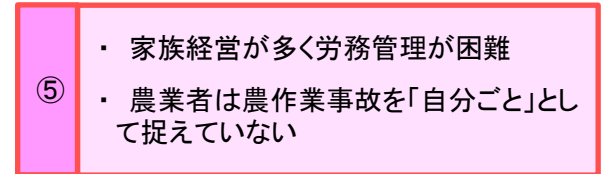


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

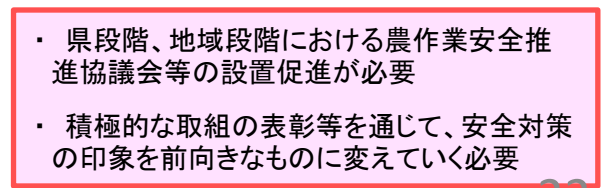
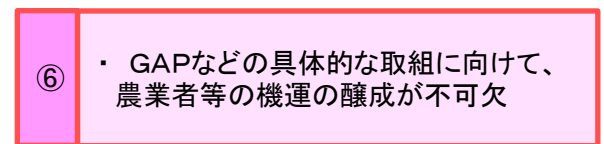


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



(参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和4年7月25日に第6回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①乗用型トラクターやスピードスプレーヤーにおける新たな安全装備の具体化、②道路運送車両法例等での対応を踏まえた農耕作業用特殊車における交通事故データの分析、③安全性検査制度における対象機種毎の検査基準の再構築や令和7年度以降の運用方法等に用する検討状況を報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

乗用型トラクター、スピードスプレーヤーの安全装備

○ 乗用型トラクター

他産業や海外の基準を踏まえ、シートベルトリマインダー(シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報)、シートスイッチ(車両が停止している際の離席後によりPTOの駆動が停止)の具体的な安全性検査基準案を作成。

○ スピードスプレーヤー

主な事故要因である「転落・転倒」、「挟まれ」に重点を置いた対策強化の必要性について議論。

法制で定められた規制の確認

○ 道路運送車両法令

- ・ 農耕作業用を含む特殊車における交通事故データを取得し、シートベルトの着用状況その他特殊車との違い等を分析。
- ・ 農耕作業用特殊車はその他特殊車と比べ、死亡率は約3.5倍、シートベルト着用率は約1/4ということが明らかになった。
- ・ 着用義務づけによる効果予測等について更に分析を進める。

○ 労働安全衛生法令

- ・ 農業分野における労働災害の発生状況、機械事故割合、未熟練労働者による事故割合等について、厚生労働省に提供済み。

安全性検査制度の見直し

○ 新基準における対象機種・開始時期

乗用型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機、歩行型トラクターの5機種を対象とし、令和7年4月から開始。

○ 検査基準の明確化、令和7年度以降の運用方法

- ・ 対象機種における、現行基準の適用範囲の明確化が必要な項目等を洗い出し、具体的な基準案を検討。
- ・ 基準等において明確化されていない案件が生じた場合には、基準等の適合範囲内であると判断した上で、速やかに基準等の改正案を作成し、基準等に反映する(基準等調整テーブル)。
- ・ 基準等に合致しない案件が生じた場合には、判定前に確認を行い、申請者が意見を述べることができることとする(適合・不適合確認テーブル)。

○ 製品アセスメント

- ・ 年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある「農用運搬車」を1機種目として選定。
- ・ 農用運搬車の主な事故原因(「転落・転倒」「ひかれ」「挟まれ」)を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法を検討。令和5年度以降、製品アセスメントを実施予定。